平成３０年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技

第３４回全国高等学校カヌー選手権大会

海津市借艇要領

１　借艇の申込みについて

　（１）借艇を希望する場合は、別紙申込書を６月２９日（金）までに、FAX又はe-mailにて海津市実行委員会に申込みをすること。

　（２）期日までに申込みがない場合は借艇をすることはできない。

　（３）海津市実行委員会より、７月６日（金）までに借艇申込校へ「借艇決定通知書」を送付する。

２　借艇料について

　（１）海津市実行委員会から７月６日（金）までに「借艇決定通知書」を送付する。その後、７月２０日（金）までに指定口座へ借艇料を振り込むこと。併せて、「借艇料振込報告書（金融機関の振込依頼書（控え・写し）を添付）」をFAX又はe-mail（PDF）にて海津市実行委員会に提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 指定銀行 | 大垣共立銀行　海津支店 |
| 口座番号 | 普通　426221 |
| 口座名義 |  |

　（２）借艇料は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 艇　　　　種 | 料金（大会期間中８/１～８/６） |
| シングル艇 | ２０，０００円 |
| ペア艇 | ３５，０００円 |
| フォア艇 | ５０，０００円 |

　（３）申込みをした借艇を取り消す場合は、借艇料を返金できない場合がある。

３　注意事項

　（１）原則として自艇参加とするが、特別な事由がある場合に限り、（公社）日本カヌー連盟公認艇を貸与する。

　（２）貸出艇は、K-1・K-2・K-4・C-1・C-2・C-4とする。

　（３）申込みの状況次第では、同一の艇を複数校で乗り継ぐ場合がある。

　（４）貸与艇に関する苦情は、一切受け付けない。

　（５）借艇期間は、大会期間中の８月１日（水）～８月６日（月）までの間とする。

　（６）カナディアン艇のスノコ等、カヤック艇のストレッチャー等は原則として各自で持参すること。

　（７）借用者が借艇を故意又は過失により破損させた場合や部品を紛失した場合は、それによって生じた損害を弁償しなければならない。

　（８）艇の受け渡しは、競技会場（長良川サービスセンター艇庫）にて行う。